

## 国民年金保険料免除・ 猶予制度

国民年金は、老後や万が一の時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合や、将来の老齢基礎年金が受給できない場合があります。保険料は納付期限までに納めましょう。

### 保険料の納付が難しい時

国民年金1号の被保険者は、毎月の保険料を翌月の末日までに納めることになっています。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の手続きを行いましょう。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種があります。猶予制度は、50歳未満で学生以外の人が対象です。在学中の学生は、「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、保険料を全額納めた時に比べて将来受給できる額は少なくな

ります。保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納すること）で受給する年金額を増やすことができます。免除申請の受付

7月1日（月）から令和元年度分の免除・猶予の申請受付が始まります。免除対象期間は、令和元年7月分から令和2年6月分までです。

過去分は、申請書が受理された月から2年1カ月前まで遡って申請することが出来ます。申請の際はマイナンバーまたは基礎年金番号がわかる書類、印鑑を持参してください。離職した場合は、離職票、雇用保険受給資格者証も必要です。

### 【問合せ先】 役場税務住民課

☎ 75-4118  
日本年金機構鳥取年金事務所  
☎ 0857-2718311

### 「ひきこもり家族教室」

#### のお知らせ

ひきこもりについて家族同士で交流してみませんか？

日時 7月16日（火）

午前10時～正午  
午前9時45分～  
受付

場所 さわやか会館

3階 多目的室

鳥取市富安2丁目104-2

内容 ①講演「家族の関わり

方と役割について」

②交流会

### 【問合せ先】

鳥取市保健所 障がい支援課

☎ 0857-2215616

### 地域で支え合う体制強化を 推進します

昨年度は福祉・介護に関するさまざまな課題の解決策を共に考える「暮らしを考える会」を各地区で3回ずつ行いました。

1回目は「日中独居」、2回目は「高齢者世帯」、3回目は「認知症」をテーマにその人の思いを想定し、家族や周りの付き合い方やサポートを考えるワークショップを行いました。

併せて本町の福祉に関するデータや地区ごとの傾向・特徴なども紹介し、参加者からも意見やアイデアをいただきました。

福祉・介護の問題は、誰の身の回りでも起きる可能性があります。多くの人に啓発し、地域全体で地域の福祉・介護を考え

ることで、より一層「智頭らしい福祉」を推進します。

また、今年度は地区・集落が主体となるような体制づくりを推進していきますので、引き続き皆さんの協力をお願いします。

### 生活支援コーディネーター

#### の紹介

コーディネーターは地域の人と協力しながら、さまざまな支え合い活動をつなげる調整役をしています。困り事や相談など気軽に問合せください。

### 生活支援コーディネーター



國岡 将平



竹本 匡吾



勢登 郁代

### 【問合せ先】

役場福祉課

☎ 75-41102